

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

募集内容 現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が、令和3年2月18日で満了するため、次期委員を募集します。

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19人 (過半数は認定農業者)	20人
職務内容	農地法等の権限事務について、審査・決定を行う。 ①農業委員会としての意思決定をする。 ②農地利用状況・移行調査を行う。 ③農地等の利用調整に関することを処理する。	担当区域で現場活動を推進する。 ①担い手への農地の集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③農地利用の効率化と高度化を促進
任期	令和3年2月19日～6年2月18日	委嘱された日～6年2月18日
報酬	会長 年額 418,000円 委員 年額 310,000円	年額 248,000円
資格	●農業に関する見識があり、委員の職務を適切に行うことができる人 ●次のいずれかに該当しない人 ①破産手続き開始の決定を受けて復権していない。 ②禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない。	●より良い農地等の利用の推進に熱意と識見がある人
募集期間	8月3日(月)～8月31日(月) ※受付時間…平日の午前8時30分～午後5時15分 郵送の場合は8月31日必着	
応募方法	●地区・団体などからの推薦または個人による応募 ●必要書類 ①応募用紙 ②住民票(発行後3カ月以内のもの) ③認定農業者の場合は、認定農業者を証明する書類の写し ●書類の提出先 農業委員会事務局または行政局産業建設係 郵送の場合：〒963-4393 田村市船引町船引字畑添 76-2 「農業委員会事務局」宛 ●書類の提出方法 郵送または持参 ●その他 農業委員、農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することはできません。	
応募用紙	●農業委員会事務局、各行政局産業建設係で受け取ることができます。 ●市のホームページからダウンロードできます。	
公表	募集状況を募集期間中・募集終了後に市ホームページなどで公表します。	
問い合わせ	農業委員会事務局 ☎81-1216	

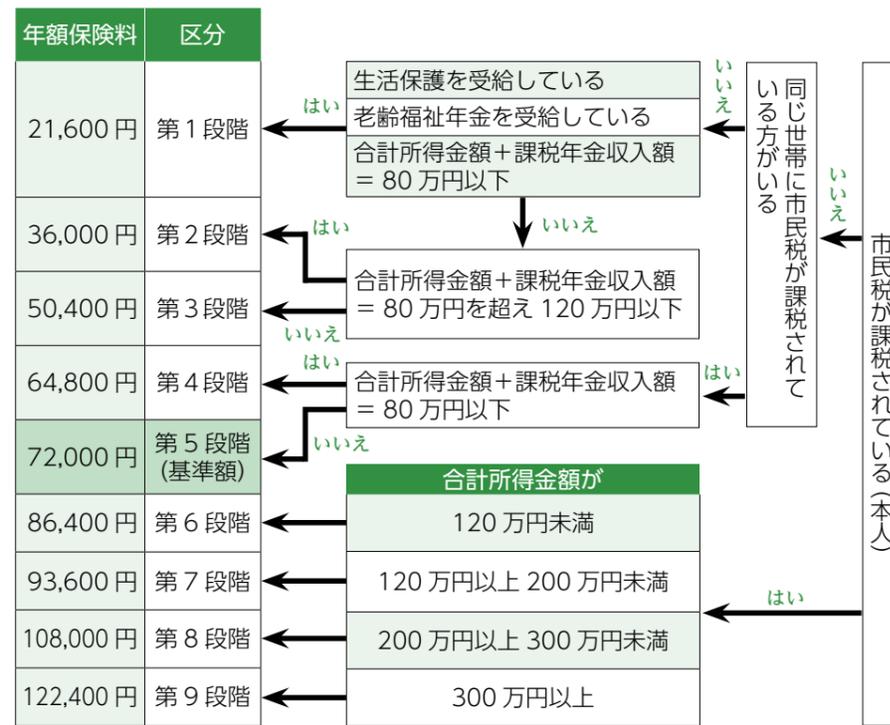
「福祉センターの素敵な絵をいただきました」

6月10日、小野町にお住まいの上野豊子さんから、船引総合福祉センターへ絵画を寄贈いただきました。

いただいた絵画は、センターを正面から描いたもので、豊子さんの夫である詔(あきら)さんが描いたものです。詔さんは、牧野小で校長を務めるなど、市内の小中学校で教員をされていました。

この絵は、センターが開館して間もない頃に描かれたそうです。詔さんは13年前に他界され、遺品の整理をしていた際にこの絵が見つかり、大勢の方に見ていただきたいという思いから寄贈いただきました。

館内に展示していますので、施設をご利用の際にご覧ください。



あなたの介護保険料は?
保険料は市民税の課税状況や所得金額によって9段階に分かれます。左のフローチャートで確認してください。

65歳以上の方へ 介護保険料の納付を お忘れなく!

納める方法は?

■特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いのとき、その受給額からあらかじめ差し引かれます。(老齢福祉年金、恩給は対象になりません。)

ただし、次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで一時的に納付書で納めます。

- 年度の途中で65歳(第1号被保険者)になったとき
- 年度の途中で他市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直しなどで、所得段階の区分が変更になったとき
- 年度の途中で年金の受給が始まったとき

※なお、年金を担保に貸し付けを利用されている方は、普通徴収となります。

■普通徴収

年金が年額18万円未満の方は、納付書や口座振替で納めます。口座振替にするなど、納める手間がかからず、納め忘れもなくなります。希望する方は、金融機関で手続きをしてください。

また、納期限前であれば、コンビニでも納付できます。減免はあるの?

平成23年3月11日時点で旧警戒区域および旧緊急時避難準備区域に住居登録があった方で、第1号被保険者を対象に全額減免します。※合計所得金額が633万円を超す方は除きます。

保険料を納めないとは?

■1年以上滞納すると介護サービス費用の全額をいったん自己負担することになります。申請により保険給付分の9割(一定の所得のある方は8割または7割)が払い戻されます。

介護保険サービス利用者負担割合の確認を

7月中に新しい介護保険負担割合証(水色)を送付します。要介護(要支援)認定者、介護予防・日常生活支援総合事業に該当される方は必ず内容をご確認ください。

市民の声を受け付けています

市政に対するご意見・ご要望などを市政に反映するため「市民の声」を受け付けています。

- 【スマートフォン】QRコードをご利用ください
- 【パソコン】市ホームページのトップページにある「市民の声」のバナーをクリック
- 【電話】0247-82-0066



- 1年6カ月以上滞納すると介護保険給付の一部または全額を、一時的に差し止められます。
- 2年以上滞納すると介護保険利用者負担が1割から3割(一定の所得のある方は4割)に引き上げられ、介護保険高額介護サービス費が受けられなくなります。
- * * *
- 介護サービスを不安なく受けるために、介護保険料を忘れずに納付しましょう。
- 問い合わせ
保健福祉部 高齢福祉課
☎82-1115